

「資料 1」

佐倉白銀ニュータウン管理組合解散に関する決議

白銀ニュータウン管理組合規約（以下、「管理組合規約」）第40条に基づき、佐倉白銀ニュータウン管理組合（以下、「管理組合」）の解散について次のとおり決議する。

第1条（解散日）

管理組合は、平成24年の定期総会の日をもって解散する。

第2条（解散に伴う業務の自治会への移管）

管理組合規約第4条に定める管理組合の業務は、佐倉白銀ニュータウン自治会（以下、「自治会」）の同意を得て、自治会へ移管する。

第3条（管理費の取扱）

平成24年7月分以降の管理費は居住者又は建物使用者が負担するものとし、その徴収方法については自治会の決定に従う。

第4条（残余基金の取扱）

管理組合の残余基金は、本決議日の組合員へ払い戻すこととする。ただし、残余基金の一部については自治会へ移管する業務に係る経費として自治会に譲渡する。

第5条（その他の資産の取扱）

管理組合の残余基金を除くその他の資産は、自治会に譲渡する。

第6条（残余基金の払い戻し）

1. 各組合員への払い戻し金額を決定するため、管理組合の残余基金のうち3億円を組合員への払い戻し財源として返金率を決定する。
2. 返金率は、払い戻し財源を分子とし、各組合員の管理基金および管理組合費納入実績金額の合計値を分母として算出するものとし、その返金率を60.0387%とする。
ただし、この返金率は、平成23年7月16日時点での算出値であり、今後の検証状況によっては変動もあり得る。
3. 各組合員への払い戻し金額は、各組合員の管理基金および管理組合費納入実績金額に第2項の返金率を乗じた金額とする。ただし、円未満の数値は四捨五入する。
4. 各組合員の管理基金および管理組合費納入実績金額は、建物単位に算出する。

5. 管理組合の残余基金から第3項に基づく組合員への払い戻し金額を除いた金額を第4条に規定する自治会への譲渡金額とし、管理組合解散の日までに自治会へ譲渡する。
6. 各組合員の納入実績金額に相違が生じたことにより払い戻し金額にあらかじめ算出した数値との過不足が発生した場合、その過不足金額は自治会への譲渡金額と清算する。
ただし、第1項の払い戻し財源との乖離巾が大きいと理事会が判断した場合は、第2項の返金率を再計算するものとする。
7. 各組合員への払い戻しは、管理組合解散の日までに管理費引き落とし銀行口座への振込みをもって行う。
8. 残余基金の払い戻し業務にかかる事実認定が必要な場合、理事長は理事会の承認を得て事実認定を行うことができる。

第7条（役員の任期）

本決議に基づく基金の払い戻し手続きおよび自治会への業務移管手続きの円滑な遂行のため、管理組合同規約第15条にかかわらず役員の任期は管理組合解散の日までとする。

第8条（決議外事項）

本決議に定めのない事項については、管理組合同規約の定めるところによる。

以上決議する。

平成23年10月30日